

ウィリアム・ジェイコブの農業保護論

服 部 正 治

- 一 はじめに——保護貿易から自由貿易への接近
- 二 ジェイコブの著作
- 三 農業保護の主張——一八一四—一六年
- 四 保護からの離脱——一八二〇—二一年

一 はじめに——保護貿易から自由貿易への接近

一八一三年の農業委員会の議長として極めて強固な保護の必要を訴え、一五年穀物法制定に大きな寄与をなしたサー・ヘンリー・パーネル (Sir Henry Parnell) は、一八二七年三月九日の議会演説で穀物の自由貿易を原則的には支持する態度を表明した。パーネルは、保護貿易から自由貿易へ自らの立場を転換させた要因を二つあげた。一つはデイヴィッド・リカードウ (David Ricardo) の経済学——特に、差額地代論と賃金・利潤の相反関係論——であり、二つは、外国穀物の供給能力とその価格とについて「最近得られた情報」であった。⁽¹⁾

パーネルが、自らの立場の転換の要因としてリカードウ経済学とともにあげた右の情報とは、一八二六年四月二〇日に議会上に配られたウィリアム・ジェイコブ (William Jacob) の『外国穀物貿易ならびに北ヨーロッパの農業についての報告』のことである。

商務省 (Board of Trade) の穀物価格調査官 (comptroller of corn returns) であつたジェイコブが、当時、イギリスへの主たる穀物輸出地域であつたバルト海沿岸諸国を歩いて、当地での穀物生産と穀物価格との状態を調べた結果が右の『報告』である。この『報告』でジェイコブは、ヨーロッパ大陸での穀物（とくに小麦）輸出能力は現在もまた将来的にも極めて小さいという現状認識を示した。したがつて、ジェイコブの『報告』のこの現状認識は——一八二六年六月二四日のマクヴィ・ネイピア (Macevey Napier) 宛の手紙のなかでジェイコブ自身が、「この『報告』は、大陸諸国の不確かな「穀物」剰余〔の流入〕を心配している大地主たちの恐れを和らげるといふ所期の効果を結んだと私は信じます」と書いたように——、穀物貿易自由化へ歩を伸してもイギリス農業は大きな打撃をこうむらなうという予測を生むことになつた。

パーネルは先の議会演説で、「この問題を調べれば調べるほど、外国との穀物貿易の一層自由な制度が危険だといふのは誇張であり、また根拠がないという確信をますます強くする」と述べている。⁽³⁾ また穀物法改訂動議をたびたび議会で提出したことで知られる W・W・ホイットモア (W. W. Whitmore) は、ジェイコブの『報告』が議会で配られる二日前の一八二六年四月一八日の議会演説において、前もって手に入れた『報告』の現状認識に依拠しながら、穀物法を改訂しより自由な貿易をおこなつてもイギリスの輸入する穀物は少量であることを強調し、現行穀物法を検討する委員会の設置動議を提出した。⁽⁴⁾

だがジェイコブの『報告』がパーネルのような例を生み、またホイットモアがそうしたように現行穀物法への批判の材料として用いられる以上、穀物法を支持する側から『報告』への批判がなされるのも当然であった。例えば、ジェイコブの調査した地域はバルト海沿岸に限定されており、他の穀物輸出国の状態は示されていないとエレンボロ卿 (Lord Ellenborough) は『報告』の限界を強調する⁽⁸⁾。またサー・T・レスブリッジ (Sir T. Leithbridge) は、『報告』の真の目的は「側風^{サイド・ウィンド}によって全穀物法制度を葬り去ること」であると論ずる⁽⁹⁾。さらにローターデル伯 (the Earl of Lauderdale) は、ジェイコブを大陸に派遣したりヴァプール内閣は「将来的にはわが国の穀物消費〔の充足〕を外国の生産者に委ねることを決定した」と政府の穀物法改訂の意図を指摘する⁽⁷⁾。

そして二六年五月には、議会で穀物法が論議されると、それを支持する側からもまたそれを批判する側からも決まってジェイコブの『報告』への言及がなされたのであった。『報告』が議会で配られてから二週間もたたない五月二日には、マームズベリ伯 (the Earl of Malmesbury) は「『ジェイコブの』『報告』は皆が読んでゐる (The report had been read by every body)」と述べた⁽⁸⁾。

また議会の外では、例えば J・R・マカロック (J. R. McCulloch) は二六年九月の『エディンバラ・レビュー』でジェイコブの『報告』をとりあげ、『報告』の現状認識を肯定的に紹介しながら、「ジェイコブの『報告』はあらゆる点で最も価値ある文書」であると賞讃し、穀物法を廃止してもイギリス農業への打撃は小さいと結んでいる⁽⁹⁾。このようにジェイコブの『報告』は、当時の穀物法論争に重要な一石を投じたのであった。穀物法とそれをめぐる論争とについての最も詳しい歴史を書いた D・G・バーズはジェイコブの『報告』の影響力をこう記している。すなわち、「この『報告』は……その後数年間の穀物法の歴史上並はずれた重要性をもっている。というのは、議会の内外

をとわずこの『報告』への言及はおびただしいものであったからである⁽¹⁰⁾。そして、右に示した『報告』への様々な言及からもわかるように、「大部分の農業関係者は『報告』を経済的自由主義への改宗にもとづく《一方的な》調査だと毛嫌いした。他方、大部分の自由貿易論者はそれを歓迎した⁽¹¹⁾」のであった。そしてジェイコブその人については、一八四六年に穀物法を廃止した首相サー・ロバート・ピール(Sir Robert Peel)が、同年三月二七日の議会演説で——後にふれるが一八二八年のジェイコブの『報告』の文章をひきつつ——、ジェイコブを「穀物法について多大な知識と経験とをもつ人物」と評したように⁽¹²⁾、穀物法問題に関してのいわば「事情通^{ザツケナリ}」とうけとられていた。

さて、ジェイコブは二六年の『報告』でこう結論した。すなわち、「一クォーターあたり一〇もしくは一二シリングの関税がわが国で課せられれば、「国内での小麦」価格が六〇—六四シリングと仮定する場合には、「イギリスへの最大の小麦輸出地域である」ヴィスツラ川流域での耕作拡大に大きな努力を向けさせるほどの利益は生じないであろう」(①Report, 1826, pp. 122-123. フル・タイトルは、後に示すジェイコブの著作リストをみよ)。つまり、イギリス国内の小麦価格が一クォーターあたり六〇—六四シリングならば、一〇—一二シリングの関税を課しておけばバルト海沿岸諸国からのイギリスへの小麦輸出は現在と同じように(≒約三〇万クォーター、イギリスの約一週間分の消費量)極めて少ないというのである。

右の結論については以下の三点をとりあえず指摘しておく必要がある。(一)国内の小麦価格が一クォーター六〇—六四シリングというのは、次に示す小麦の価格表からわかるように一八二〇年代の平均的(もしくはそれを上まわる)価格水準であったこと。(二)一八二二年にリカードウが『農業保護論』(On Protection to Agriculture)において、イギリスの穀物生産者が国内の他部門の生産者に比して特別に税を負担していることを考慮に入れて、また農業保護の

小麦価格(1クォーター)

年	価 格
1810	106s. 5 d.
11	95 3
12	126 6
13	109 9
14	74 4
15	65 7
16	78 6
17	96 11
18	86 3
19	74 6
20	67 10
21	56 1
22	44 7
23	53 4
24	63 11
25	68 6
26	58 8
27	58 6
28	60 5
29	66 3
30	64 3
31	66 4
32	58 8
33	52 11
34	46 2
35	39 4
36	48 6

(Barnes, *op. cit.*, p. 298)

一挙の廃止に伴う摩擦を考慮に入れて、はじめは二〇シリングで年一シリングずつ減少し、最終的には一〇シリングの固定関税を(同時に、いかなる場合でも輸入禁止措置をとらないことを)提案したことと比べても、ジェイコブのいう一〇—一二シリングの関税はリカードウ提案と最終的な形においてはかわりがないこと。そしてリカードウは、一〇シリングの固定関税を「恒久策」とし、それを自由貿易と呼んだこと。⁽¹³⁾(三)ジェイコブの『報告』の二年後に制定された二八年穀物法は、国内価格の変化に従って関税額が変動するスライディング・スケールを採用したが、そのスケールによると価格が六〇—六四シリングの時には関税は二六シリング八ペンスから二二シリング八ペンスの間を動く。ジェイコブの結論は二八年法と比べると、はるかに低い関税での小麦輸入を許容しうること、以上である。

つまり、二六年のジェイコブの『報告』は基本的には自由貿易に極めて接近した(そしてすぐに示すように、現にそう受けとられた)立場にたっていたのであった。ところが、ジェイコブに右のような自由貿易的な立場をとらせ、また先のビールの評言のようにジェイコブに穀物法問題についての事情通という評価を与えた二六年の『報告』は、その資料的詳細さの点では彼の以前の著作——ジェイコブの最初の著書は一八一一年に出版されている——をおおき

く超えるものではあるが、その現状認識の点では、すなわち、特にバルト海沿岸諸国の穀物輸出能力は現在もまた将来も小さいという認識の点では以前の彼の著作のそれと基本的には変わりがないのである。しかもこれから詳しく紹介することになるが、一五年穀物法が問題となった時期には彼は極めて強固な農業保護の必要を訴えていた。とする
と、ジェイコブはバルト海沿岸諸国の（またヨーロッパ大陸全体のといってもよいが）穀物輸出能力は低いという現状認識を一五年穀物法段階から二〇年代後半まで持ちつづけながらも、その政策的立場においては一五年段階から二〇年代後半にかけて保護の立場から離れて自由の方向に接近していったことになる。

マカロックは一八三二年二月二日付のネイピア宛の手紙で、ジェイコブの二六年、そして先にピールもふれていた二八年の両『報告』を以前のジェイコブの著作と対比しながらこう評した。すなわち、「穀物貿易についてのジェイコブの「二つの」『報告』はつねに私を驚かせました。それらはそれまでの彼の他のどんな著作よりも余りにすばらしいものなので、正直いって私はそれらの『報告』の由来を疑うほどです⁽¹⁴⁾」と。穀物法を批判したマカロックは、ジェイコブの政策的立場の変化を察知したのであろう。

また、ホイットモアは先に言及した議会演説のなかで、国内の小麦価格が一クォーター六〇—六四シリングの場合には、一〇—一二シリングの関税を課しておけばバルト海沿岸諸国からの小麦輸出は現在将来とも小さいという二六年の『報告』の結論部分を朗読したうえで以下のように述べた。すなわち、「かつては穀物貿易の自由を断固として敵対した人物が示した穀物の自由貿易「を基本的には支持することになる」見解は、最大の重みをもつことが認められねばなりません。ジェイコブ氏は一八一四年に公刊した著作では穀物の自由貿易政策に反対する見解をしりました——また、一八二二年の「農業不況」委員会でも一四年と同じ確信をもちつづけていることを表明しました——。

したがって、彼の以前の全ての言明にもかかわらず彼がかつて提唱したのとは正反対の制度を支持するこのようにはつきりとした証拠を示したことは、彼の誠実さと調査の過程で彼が知ることになった諸事実の重要性との両方を証明しているのであります⁽¹⁵⁾と。

筆者は、大陸諸国の穀物輸出能力は現在将来とも小さいという現状認識の点では変化を示さないにもかかわらず、ジェイコブが政策的立場において保護から自由へ移行していった根底の原因を探ることを最終の目的としている。だが本稿では紙数の制約上、一五年段階のジェイコブの農業保護論の内容を検討し、そのうえで、二年にも以前と同じ農業保護の立場にたっていたという右のホイットモアの演説とはちがってそれが二〇—二一年にはひとつの転機をむかえていることを明らかにしたいと思います。二〇—二一年での転機は、二六年の『報告』に示される自由貿易への接近の準備をなすものであったことが知られるであろう。経済理論史のうえで特に注目されることもなく事情通としての評価にとどまったジェイコブが、一八一〇年代から二〇年代にかけて、むしろその事情通としての評価を確立する過程のなかから保護を離れて自由に接近したとすれば、われわれはこの時期のイギリスの自由貿易政策の展開の背景の一端を理解するであろう。

さて、ジェイコブの二六年の『報告』に言及した研究は多いが、それらは主に『報告』が二八年の穀物法改訂に与えた影響、より詳しくは当時のリヴァプール (Lord Liverpool) 内閣 (一八一二—二七年) が一五年穀物法の改訂を決定し、その改訂案を作成するに当たったの『報告』の (特に、商務省長官ウィリアム・ハスキソン <William Huskisson> に与えた) 影響に限定されている。ジェイコブの『報告』が一五年穀物法からの離脱と二八年の穀物法改訂とを客観的には援助する役割を果たしたという見解を示したものとしては、A・ブレイディ、D・G・バーンス、C

・R・フェイ⁽¹⁵⁾等をあげられるが、この見解自体は妥当なものであり今日でも批判されていない。例えば「報告の影響は電撃的」(Brady, p. 65)であり、二四―五年の関税改革・一九九年のビール条例と並んで「報告」は「一八二八年の穀物法改訂に貢献した」(Barnes, p. 287)。そしてその際、「報告」のハスキソンへの影響を特に強調するのがブレイディ(B. 72)とフェイ(p. 80)であり、さらにフェイは、大陸の小麦輸出能力は小さいという「報告」の現状認識が正当であることを前提して、二八年に穀物法が廃止されたとしても「大部分の小麦はブリテンの土壌から生産されたであろうし、価格は「廃止されない場合よりも」わずかに低いがかなり安定したものになったであろう」と述べる(Fay, p. 117)。

ところが、大陸の小麦輸出能力の低度という『報告』の現状認識自体が誤りであり、また『報告』はハスキソンをはじめ当時の内閣が一五年穀物法の改訂を決定するうえで何ら影響を及ぼさなかったという主張が一九六五年にS・フェリー⁽¹⁷⁾によってなされた。彼女は次のような見解を批判することを目的としている。すなわちそれは、『報告』の現状認識に依拠して穀物法は実際には農業保護の効果をほとんどもたなかった(むしろ保護の必要がなかった)↓したがって穀物法をめぐる地主と製造業者との論争は経済的論争というよりはむしろ「象徴的」な論争にすぎなかったという見解である。⁽¹⁸⁾フェリーによると、『報告』の現状認識は長期的には妥当であったが「約一五年早まった」。大陸で慢性的な穀物不足が生ずるのは四〇年代からであり、『報告』の時期には「ヨーロッパには穀物の過剰^{グランプ}が実際に存在し、そして穀物法はそれを制した」のであった。結局、ビールは大陸の穀物剰余の消滅(「新たな供給地の確保の必要」という事態に対応して穀物法を廃止したのであり、他方それ以前の内閣は大陸の穀物剰余の存在という事態を前提にして(二八年法という形であれ)穀物法による保護を維持したのであった。この場合、両者に共通するのは「国

民のパンの確保」という大目的であった (Fairlie, p. 565, 562, 571)。

そして、『報告』がハスキソン等に影響を与えなかったというフェリーの主張をうけつぎながらも、その理由を一八二一年の時点ですでにハスキソン等は保護の縮少を決定していたことに求めるのがB・ヒルトン⁽¹⁹⁾である。ヒルトンによると、一五年穀物法は、(一)大陸の穀物供給は少量であるがこの少量でもイギリスの穀価を引下げ国内生産を減退させうること、(二)平時に穀物輸入の禁止をしても、大陸農業を阻害せず緊急時の供給源を失なう心配はないこと、(三)イギリスは平年時には自給可能であること、以上を前提にして基本的には国内自給をめざした政策であった。ところが、一九一三三年の厳しい農業不況はハスキソン、リヴァプール等から国内農業の穀物自給能力への信頼を奪ってしまった。そしてハスキソンが起草した二一年の農業不況委員会報告が示すように、この時から保護縮少↓規則的な輸入の奨励は既定方針であった。

とすると、ジェイコブの『報告』のリヴァプール内閣にとっての真の意義は、現行穀物法の下で大陸の穀物輸出能力はむしろ後退しているという『報告』の認識であった。すなわち、内閣はすでに国内自給という構想を放棄し大陸穀物輸入の奨励を考えていたが、『報告』が大陸の輸出能力の低度・またその後退を強調したことは、内閣が穀物の供給源の確保のために保護縮少を提案するうえで有用であったというわけである。この点でジェイコブと内閣とは大きく対立する。つまり、ジェイコブはたとえイギリスの保護を縮少しても大陸の輸出能力は小さいというが、内閣は保護を縮少すればそれは増大すると考えたのである。この意味において、ハスキソンがジェイコブを大陸に派遣したのは、大陸の穀物剰余が小さいという「事実発見」のためではなくてその「宣伝」のためであった (Hilton, pp. 20-24, 110-112, 292-301)。

本稿は、ジェイコブの『報告』が二八年穀物法改訂に与えた影響についての研究史を念頭におきつつも、むしろ研究史ではほとんど無視された『報告』に至るまでのジェイコブ自身の政策的立場の変化に焦点をあてたい。政策的立場の変化がいつ頃起こり、またその原因は何だったのかを明らかにすることは、『報告』のハスキソン等への影響を考えるうえでも必須の作業だと思われる。

- (1) T. C. Hansard, *Parliamentary Debates*, new series, vol. XVI, pp. 1101-1102. 以下 P. D. と略称。
- (2) Boyd Hilton, *Corn, Cash, Commerce: The Economic Policies of the Tory Governments 1815-1830*, Oxford, 1977, p. 299 以下用。
- (3) P. D., op. cit., p. 1103.
- (4) P. D., new series, vol. XV, pp. 318-335.
- (5) P. D., *ibid.*, p. 776.
- (6) P. D., *ibid.*, pp. 787-788.
- (7) P. D., *ibid.*, p. 1387.
- (8) P. D., *ibid.*, p. 774.
- (9) Abolition of the Corn Laws, *Edinburgh Review*, vol. 44, sept. 1826, pp. 323-326, 335.
- (10) D. G. Barnes, *A History of the English Corn Laws 1660-1846, 1930* (rep. New York, 1965), p. 190.
- (11) Hilton, *op. cit.*, p. 274. 「経済史 田中耕久の著書 (a convert to economic liberalism)」の題名を誤記したところ。
- (12) *The Speech of the late right honourable Sir Robert Peel, Bart.*, vol. IV, London, 1853, p. 648.
- (13) David Ricardo, *On Protection to Agriculture*, in *Works and Correspondence of David Ricardo*, edited by Piero Sraffa with the collaboration of M. H. Dobb, vol. IV, Cambridge, 1951, pp. 263-264. (『デヴィッド・リカード全集』第四巻、片野井芳郎監訳、雄松堂書店、三三三〜一〇六）

- (14) Lucy Brown, *The Board of Trade and the Free-Trade Movement 1830-1842*, Oxford, 1958, p. 23 に引用
- (15) P. D., *op. cit.*, p. 334.
- (16) Alexander Brady, *William Huskisson and Liberal Reform, 1928* (2nd ed., London, 1967); Barnes, *op. cit.*; C. R. Fay, *The Corn Laws and Social England*, Cambridge, 1932.
- (17) Susan Fairlie, *The Nineteenth-Century Corn Law reconsidered, Economic History Review*, 2nd series, vol. XVIII, no. 3, 1965.
- (18) 代表的なるものとして J. S. Nicholson, *The History of the English Corn Laws*, London, 1904; Fay, *op. cit.*; Kinson Clark, *the Repeal of the Corn Laws and the Politics of the Forties, Economic History Review*, 2nd series, vol. V, no. 1, 1951; Betty Kemp, *Reflections on the Repeal of the Corn Laws, Victorian Studies*, V, 1962 もあげられたい。
- (19) Hilton, *op. cit.* なお、服部による本書の紹介(福島大学『商学論集』四七巻二号、一九七八年)もみられたい。

二 ジェイコブの著作

ジェイコブの詳しい伝記はないようである。『ジェントルマンズ・マガジン』に掲載された彼の死亡記事⁽¹⁾によると、ジェイコブは一七六二年に生まれ、南アメリカ貿易を営むシテイの商人となった後、一八二二年から一〇年間、サリとケントで三〇〇—四〇〇エーカーの農場の経営者として生活し、一八二二年に商務省の穀物価格調査官となつてからは四二年までその職にあった。また彼は、一八〇六—一二年の間はトリーの下院議員であつた。⁽²⁾そして五一年二月にロンドンで亡くなった。八九年の生涯のなかで彼があらわした著作は以下である。

- ① *Travels in the South of Spain*, London, 1811.
- ② *Considerations on the Protection required by British Agriculture, and on the Influence of the Price of Corn*

on *Exportable Productions*, London, 1814.

③ *A Letter to Samuel Whitbread, Esq. M. P. being a Sequel to Considerations on the Protection required by British Agriculture; to which are added, Remarks on the Publications of a Fellow of University College, Oxford; of Mr. Ricardo, and Mr. Torrens*, London, 1815.

④ *An Inquiry into the Causes of Agricultural Distress*, London, 1816.

⑤ *A View of the Agriculture, Manufactures, Statistics, and State of Society, of Germany, and Parts of Holland and France*, London, 1820.

⑥ *Report on the Trade in Foreign Corn, and on the Agriculture of the North of Europe*, London, 1826.

⑦ *Tracts relating to the Corn Trade and Corn Laws, including the Second Report ordered to be printed by the two Houses of Parliament*, London, 1828. 本報社蔵本三〇三〇〇編録本、54、172、180。

I Report presented to the Lords of the Committee of his Majesty's Privy Council for Trade, respecting the Agriculture and the Trade in Corn, in Some of the Continental States of Northern Europe. *リポート* 前出のジュールが言及した二八年の『報告』による。

II Notices respecting the Commerce of the Black Sea and the Sea of Azoff; more especially as regards the Trade in Wheat.

III Observations on the Benefits arising from the Cultivation of Poor Soil, by the Application of Pauper Labour; as exemplified in the Colonies for the Indigent and Orphans in Holland.

⑧ *An Historical Inquiry into the Production and Consumption of the Precious Metals*, 2 vols. London, 1831 (rep. New York, 1968).

更に、議会での農業委員会においてシェイコフがおこなった証言には次のものがある。

- ⑨ 一八二一年下院農業不況委員会への証言。五月八日、一日。(British Parliamentary Papers, Agriculture 1, 1821, rep. by Irish Univ. Press, pp. 366-376. *British Parliamentary Papers* 15卷 B. P. P. 2巻°)
- ⑩ 一八三三年下院農業委員会への証言。五月一日。(B. P. P., Agriculture 2, 1833, pp. 1-10.)
- ⑪ 一八三六年下院農業委員会への証言。二月十六日。(B. P. P., Agriculture 3, 1836, pp. 1-18.)
- ⑫ 一八三六年上院農業委員会への証言。二月二日。(B. P. P., Agriculture 5, 1837, pp. 10-17.)

また、シェイコフは『エンサイクロペディア・ブリタニカ』の第七版(一八四二年)においていくつかの項目を執筆している。編者ネイピアは第七版での序文において、ヨーロッパの地誌とイングランドの州・市・区の項目とは主にシェイコフが執筆したと述べている。⁽⁴⁾ 筆者が調べたところでは以下の項目を含めて計一八項目がそうである。

- ⑬ GERMANY (*Encyclopaedia Britannica*, 7th ed., vol. X, pp. 473-490)
- ⑭ HOLLAND (vol. XI, pp. 509-532)
- ⑮ HUNGARY (ibid, pp. 723-730)
- ⑯ ITALY (vol. XII, pp. 464-489)
- ⑰ LOMBARDY (vol. XIII, pp. 469-484)
- ⑱ NETHERLAND (vol. XVI, pp. 106-144)

⑳ PETERSBURG (vol. XVII, pp. 315-323)

更に、F・W・フェッターの調査による⁽⁵⁾『クォーターリ・レビュー』に発表された次の論説もシェイコプの著作である。

㉑ Bristed-Statistical View of America, *Quarterly Review*, vol. XXI, no. 41, Jan., 1819.

㉒ Chili, Peru, &c., *Ibid.*, vol. XXX, no. 60, Jan., 1824.

㉓ Funding System, *Ibid.*, vol. XXXI, no. 62, Mar., 1825.

㉔ Commerce of the United States and West Indies, *Ibid.*, vol. XXXIX, no. 77, Jan., 1829.

(引用の際は、㉑ *Inquiry*, p. ~; ㉓ Evidence, 1821, p. ~のよう⁽⁶⁾に本文中に略記する。)

シェイコプの著書は、一八一一年の ㉑ *Travels in the South of Spain* から始まって、一八三一年の ㉓ *An Historical Inquiry into the Production and Consumption of the Precious Metals* までの約二〇年の間に公刊されているが、本稿の目的のためには、㉑ *Travels* と ㉓ *Historical Inquiry* とについては以下の点を述べておけば十分であろう。㉑ *Travels* は、一八〇八年のナポレオンによるスペインの従属国化（＝ナポレオンの兄ジョゼフをスペイン国王に）と、それに対する民族的抵抗運動の高揚、抵抗運動へのイギリスの援助（＝ウェリントン將軍のスペイン派遣）といった緊迫した状況のなか、一八〇九年九月から一〇年三月にかけてシェイコプが南スペインを旅行した記録である。そこでしばしば指摘されているのは、当地における自然的好環境と住民の怠惰であり、その結果としての農業の停滞である。「すべてが自然によってなされている。政治制度と住民の怠惰とは自然が授けた利点を少しも伸ばしていない」。「スペインにおける農業の衰退の状態はおそらく農業資本の不足のせいである」(㉑ *Travels*, p. 43.

⑧ *Historical Inquiry* は、マルクス (Karl Marx) が『経済学批判』において、奢侈品の形態にある貴金属と貨幣の形態にある貴金属との割合を論じた際に言及した (⑧ *Historical Inquiry*, vol. II, p. 354, 356) ことでよく知られている⁽⁶⁾。が、本稿の目的からすればむしろ、ロートベルトゥス (J.K. Rodbertus) が一八五一年に『キルヒマン宛社会書簡 第三書簡』において、ジェイコブのこの著書にやや不正確にながら (すなわち、ジェイコブはナポレオン戦争後の物価下落を一八〇九年以降のアメリカの貴金属産出量の低下に基づく貴金属価値の上昇によって説明しているとロートベルトゥスはいうが、ジェイコブは物価下落を貴金属価値上昇のみに帰しているわけではない) ⑨ *Historical Inquiry*, vol. II, p. 375) 言及していることの方に、しかもロートベルトゥスが「人口の増加とともに穀物が高価にならないことの統計的証明」に際して、つまりリカードウ地代論、とりわけその収穫通減法則の批判に際してジェイコブのこの著書を用いていることの方に注目したい。

後にもふれることになるが、ジェイコブは、プロイセンのメークリンにおいて大農場を経営しつつ近代農学の基礎を築いたアルブレヒト・テーヤ (Albrecht Daniel Thaer)、そして、メクレンブルグのテロー農場の経営を基礎として独自の農業立地論を展開したハインリッヒ・フォン・チューネン (Heinrich von Thünen) と私的なつながりをもっていた。当時、イギリスが主に小麦を輸入したバルト海沿岸地域であるプロイセン、メクレンブルグのユンカー経営の実態調査を通じて当地の小麦輸出能力を測ったジェイコブに対して、やはりバルト海沿岸の「ボンメルンの地主」ロートベルトゥスが、一八三〇年代はじめから四〇年代にかけてのプロイセンからのイギリスへの小麦輸出の増加を論じた直後において言及したのは偶然にせよ興味深い。なおロートベルトゥスによると、一八四三年のプロイセ

ンの小麦輸出量は四五〇万シェッフェル（≒約八六万クォーター）であり、そして「イギリスは一般にドイツおよびプロイセンの穀物の極めて大きな部分を受けとるのである」⁽⁸⁾。

- (1) *Gentleman's Magazine*, new series, vol. 37, May 1852, p. 523.
- (2) ノアターとこの生活にについては、一八二二年、三六年の各農業不況委員会でのシヤイコフの証言による（③ Evidence, 1821, p. 355; ④ Evidence, 1836, p. 18）。
- (3) 一八〇六年から議員になったのは、F. W. Fetter, *The Economist in Parliament: 1780-1868*, Durham, 1980, p. 251 による。ノアターによるシヤイコフは七年間の議員生活のなかで、一四回しか発言しなかった（p. 10）。
- (4) Macevey Napier, Preface, *The Encyclopedia Britannica*, 7th ed. vol. 1, Edinburgh, 1842, p. xxxviii. なお、第七版のシヤイコフの執筆項目を示す略号は（G）である。
- (5) F. W. Fetter, The Economic Articles in the *Quarterly Review* and their Authors, 1809-52, I-II, *Journal of Political Economy*, vol. LXVI, no. 1, 2, 1958.
- (6) Karl Marx, *Zur Kritik der politischen Ökonomie*, 1859.（杉本俊郎訳『経済学批判』大月書店、一七七一〜七二）
- (7) J. K. Rodbertus, *Widerlegung der Ricardoi'schen Lehre von der Grundrente und Begründung einer neuen Rententheorie, soziale Briefe an von Kirchmann, Dritter Brief*, Berlin, 1851: in Rodbertus, *Gesammelte Werke und Briefe*, Abteilung 1, Osnabrück, 1979, S. 644, 632.（山口正吾訳『地代論』岩波書店、二八一〜二六四ページ）
- (8) *Ebenda*, S. 657, 642.（訳、二九七、二七八ページ）

三 農業保護の主張——一八一四—一六六年

ようやくわれわれはシヤイコフの政策的立場を検討することができる。外国小麦の輸出能力の低度を認識しつつもなおかつ強固な農業保護の必要を主張したのが、一八一四年から一六六年にかけて公刊された三つの著書である。すな

わち、② *Considerations on the Protection required by British Agriculture, 1814*; ③ *A Letter to Samuel Whitbread, 1815*; ④ *Inquiry into the Causes of Agricultural Distress, 1816* がそのことである。

ジェイコブはまず、イギリスが穀物輸入国となったことをはっきりと示したナポレオン戦争中の穀物輸入量について論ずる。最大の小麦輸入量を記録したのは一八一〇年であり、それは一四五万クォーターにのぼった。⁽¹⁾ また他の穀物輸入量は計六五万クォーターであった。さて、一八一一年の大ブリテンの人口は約一二六〇万人であり、それから年穀物消費量(種子分を含む)を推定すると

小麦 一二四〇万クォーター

その他の穀物 三七六〇万クォーター

計 五〇〇〇万クォーター

となる。とすると、一八一〇年の輸入量は

小麦については年消費の 約六週間分

他の穀物についてはその 四日分

にすぎないことになる(② *Considerations, p. 29, 35*)。つまり、小麦では約八八パーセント、穀物全体では約九六パーセントの自給率であった。右の数字からいえることは、ナポレオン戦争中のイギリスの穀物輸入量はそれが最も大きかった年でも年消費のうちのわずかな部分にすぎないということである。

では、もし大ブリテンが外国穀物に対して今後「常に門戸を解放する」ならば、外国穀物の輸出能力はどの程度増加しうるだろうか。ジェイコブは一八一四年七月に相ついで公刊された両院での穀物法委員会の二つの報告書に主に

依拠して、ヨーロッパ大陸ならびにアメリカの穀物輸出能力を以下のように推定する。

フランス——土地は肥沃で良く耕作されているが、「平年作の場合には、国内消費をみたく以上の穀物を生産しない」。

フランダース——現在の状態においてはイギリスへの穀物輸出が増大しうる地域であるが、全耕地に最良の耕作がおこなわれるという現実的でない仮定をした場合でも、輸出可能な穀物（小麦だけではなくあらゆる種類の穀物）量はそれほど大量にはならない。一八一〇年の穀物輸出量は、フランスと合計しても約三〇万クォーター。

オランダ——本質的には酪農国であり平年には自給できていない。「ずっと穀物輸入国である」。ただし、その商業上の位置から「ドイツ、ポーランドの「穀物」倉庫」となっており、イギリスが不作の時は輸入したこともある。一八一〇年のオランダからの輸入量は、小麦は一九万クォーター、他の穀物は八万クォーターだった。

ドイツ北部（バルト海岸の諸港から穀物を輸出する地域と Ems, Elbe, Eyder 河流域とを含む）——東フリースラントとメクレンブルグの一部を除いて、自然的条件は穀作に適していない。メクレンブルグでは近年農業資本も増加し、輸出能力はなお小さいといえ小麦生産は増大している。ナポレオン戦争中のドイツからのオート麦輸入はほぼ毎年同じ量（一〇万クォーター前後）であったが、小麦については一八一〇年が異常に大きかった（一八万クォーター）。したがって耕作が大きく改善されるまでは、小麦の輸出能力は年二万五千クォーター、オート麦のそれは八万クォーターを大きくは超えないだろう。

デンマーク、ノルウェー、スウェーデン——穀物輸出能力はない。

ロシア——現状では輸出能力は小さい。「良き統治」と「豊富な資本」とによって大輸出国になる可能性はあるが、

短期的にはそれも困難である。過去の実績からして、輸出穀物はほとんどが小麦であるが、普通には三万クォーター、イギリスの価格が異常に高い年で一六万クォーターの輸出が期待できるだけである。

ポーランド——「無尽蔵の穀倉」とみなされているが、プロイセンが近年併合した地域が最も重要である。農奴はほとんどライ麦のパンを食べ、大地主は小麦を外国に売って収入を得ている。「プロイセン領のポーランドの人口が少ないこと、特にその人口の奴隷的状态からして、その剰生産物が非常に高いと見積ることは無理である」。穀物輸出港ダンツィヒ(Danzig)からの過去の小麦輸出量をみても、「イギリス国内の小麦の」どんな「高い」価格も、五〇万クォーター、すなわち「イギリスの」一四日分の小麦消費量以上をひきだしていない、またひきだしえなかった」ことがわかる。

アメリカ——穀物剰余の大部分は当然に西インド諸島に送られる。ナポレオン戦争中のアメリカからの小麦輸入量は年平均一〇万クォーターにすぎない。アメリカの穀物剰余がすべてイギリスに輸出されたとしても、イギリスの約一週間分の消費量にしかない(以上、② *Considerations*, pp. 36-54)。

このように、大陸諸国ならびにアメリカの穀物輸出能力が大きくない——各国の穀物の輸出可能量を合計しても三〇〇万クォーター程度であり、それはイギリスの年穀物消費量のうち約二二日分にしかない——とすれば、従来、穀物貿易について論じた人々が一般に抱いてきた前提は根底から崩れることになる。すなわち彼らは、「天候不順、人口増加、また商業のために農業を犠牲にすること、こうした原因によってイギリスで穀物不足が生じた場合でも、国内で生産するよりも高い価格を支払うという犠牲さえ払えばわれわれは外国からの供給に依存できる」(③ *Considerations*, p. 55)と考えてきた。だが、いくら高い値段を払ってもそもそも外国の穀物輸出能力が小さい以上、

大量の外国穀物依存は物理的に不可能なのである。

ジェイコブの言葉によると、「人口の大きな国は、決して他国の食料によって養われることができない——、すなわち、いかなる国の、耕作者を維持するのに必要な部分をこえる剰余生産物も、大きくて人口稠密な遠国に対する有効な援助たりえない」ということが「自分の強固な確信」となったのであった(③ *Letter*, p. 4)。そしてこの確信は、ジェイコブがおそらく終生持ちつづけたものであった。一八二八年と四二年とにおける以下の言葉をみられたい。すなわち、「各国の主要な食料はほとんどすべてが国内で生産されている」(⑦ *Tracts, I Report*, p. 118)。また、「消費と生産とは互いがつねに均衡するように作用しあっており、したがって「食料という」第一必需品の生産を自国人口が必要とするところを大きく超えて拡大する国はほとんどない」(⑩ *LOMBARDY*, p. 482)。

ところが前掲の表が示すように、小麦価格は一八一三年（後半）から低下しつづけ、② *Considerations*; ③ *Letter*; ④ *Inquiry* が書かれた時期は戦時下の農業ブームの崩壊が始まった時であった。そして、現時の農業不況の原因を検討しその救済策を論じたのが、一六年に出版された ④ *Inquiry into the Causes of Agricultural Distress* なのであった。ここにおいて、小麦一クォーターにつき八〇シリング以下の場合には輸入禁止、それ以上の時は自由輸入という内容をもった一五年穀物法よりも一層強固な保護を主張するジェイコブの姿をみることがができる。

ジェイコブによると、現在の農業不況の原因は、一部の論者が主張するように、イギリスの紙券通貨制度（すなわち、戦争中の通貨量増大↓物価上昇、戦後の通貨量縮小↓物価下落）にあるわけではない。現在の不換制度下において、イングランド銀行ならびに地方銀行の発券量が「商品交換が要求する必要量（the requisite facility）以上であった時期はない」。さらに、現行紙券制度が農産物価格下落の原因だとすれば、価格下落は農産物以外の商品にも及

んでいるはずであるがそうならないのである⁽³⁾ (④ *Inquiry*, p. 9, 13)。またジェイコブは、後に大きな論議をまきおこした一九年の兌換再開法 (ピール条例) による価格下落も重視しない。すなわち、「イングランド銀行兌換制限の解除によって通貨にもたらされた変化は、穀物価格への影響力に關して不適當なほどの責任を負わされているように思える」(⑦ *Tracts, I Report*, p. 94)。

また、現在の農業不況の原因を戦争中の穀物価格上昇↓穀物耕作拡張↓過剰生産に求め、その救済策としては耕作減少しかないと主張する者もいるが、この見解も正しくない。なぜならば、フランスとの戦争が始まって以来約二〇年間のイギリスの人口増加は一〇〇〇万人から一三〇〇万人へと約三〇〇万人を数えるが (二〇年間に人口は三分の一増加)、そしてこの増加人口に小麦を供給するには新たな土地の耕作か既耕地での耕作の改良が必要であるが、この大きく増加した人口を養うにはどちらも十分でなかったからである。戦争中の小麦作付地面積の拡大は恐らく十分の程度である。また農業改良については、最も重要なものはカブの導入、green crops のひんばん化、「輪作制度の全般的改善」といったことであり、こうした改善自体は穀作技術 (the knowledge or the practices) の直接的進歩とはいえず、また右の改善の進行・普及も漸進的なものであって、決してこの二〇年間に特に急激であったわけではない。したがって、この二〇年間の既耕地での耕作改良による小麦増産も十分の一をわずかに超えるにすぎないとみてよいだろう。とすれば、現在の農業不況の原因を過剰耕作にもとづく穀物の過剰生産に求めるわけにはいかなく (④ *Inquiry*, p. 14, 19, 20)。

では農業不況の眞の原因は何か？ それは天候にもとづく一時的性質のものであり、また他方で現在のイギリスの農業資本家の資本の貧弱さに基づいている。すなわち、一八二二年までは小麦は高い価格水準であったが、一三年の

収穫は極めて良好で過去二〇年のイギリスの平年作の収穫量を二〇（なお年消費量は二一）とすると、この年の収穫は二六に達した。しかもここで平和の到来は、外国小麦が無制限に輸入されるかもしれないという憶測を生んだ。このため、農業資本家の大部分は地代・税・労働者への支払に圧迫されて、実際のコストより三〇—五〇パーセントも安く穀物を売り急いだのであった。このため、一四年の収穫は平年並以下だったのに小麦価格は低落した。また、一五年についても、穀物法制定に時間がかかりすぎ、結局、収穫は平年並以上だが年消費以下だったのに農業資本家の小麦の売り急ぎが価格低落を生んだのである（④ *Inquiry*, p. 21, 24-30）。

農業不況の原因についての右のジェイコブの言説は、外国から大量の小麦が輸入されるかもしれない、また国内での収穫は豊作になりそうだという憶測に基づいて小麦の売り急ぎをする農業資本家の行動（すなわち、「各自が市場に殺到し、生産物」の価格）は急激に下落した（④ *Inquiry*, p. 28）を重視する点に特徴がある。農業資本家に穀物の売り急ぎという行動をとらせる理由は、わずかな部分ではあれ年消費のうちの一部を外国から輸入するということその他に、次の事情があげられる。それは、農業資本家の資本の貧弱さという事情である。そしてこの点が特に強調されるのが ③ *A Letter to S. Whitbread*, 1815 である。本書は、その題名が示すように一五年段階での穀物自由貿易論者のトリオであるエドワード・ウエスト（*A Fellow of University College, Oxford*）／リカードウ、ロバート・トレンズ（*Robert Torrens*）の各著作への批判を含む。⁽⁴⁾

ジェイコブによると、現在のイギリスでの穀物生産のうちで優良地から生産される分は全体の四分の一以下であり、残りは劣等地から生産されている。それ故に、ウエストのように外国穀物を輸入して劣等地耕作を放棄せよといっても、それはイギリスの穀物生産の圧倒的大部分の放棄を意味することになり、しかもそれに代わる外国穀物剰余

は存在しないのである。またイングランドに関して考えてみても、「土地耕作者の極めて大きな部分は資本が非常に不足しているクラスに属する。私の判断では、大農業資本家の数は小農業資本家の数よりも少ないのである」。更に、ノーフォーク、サフォーク、エセックス、ノーサンバランドを除けば、「イングランドの穀物の五分の四は、良好な耕作をするには余りに貧しすぎるような人々によって、したがって最良の方法で土地を経営する少数の人々よりも多大な費用を要して作付をする人々によって生産されている」のである（以上、③ *Letter*, p. 6, 5, 23-24）。

このように、イギリスの農業資本家の大部分が良好な耕作をおこなうには資本が不十分な「小農業資本家」であるならば、当然に、穀物の収穫・輸入への憶測に基づいて売り急ぎをする必要度は高いであろう。ジェイコブが、大陸の穀物輸出力は極めて小さいという現状認識に立ちつつも強い農業保護を提唱する理由はここにある。ロバート・トレンズは、一八一五年に出版した『対外穀物貿易論』においてジェイコブの ③ *Considerations* をとりあげ、ジェイコブが大陸の穀物輸出力は小さいことを強調するのに、それでいて農業保護の必要を説くことを以下のように批判した。すなわち、「わが国の消費のうちかなりの部分を輸入するのが困難なことを、いや不可能なことを示しながら、ジェイコブは外国穀物の氾濫（あふれ）によって「イギリス」農業が破滅させられないようにと心配する」と。そしてトレンズはジェイコブを「心配性の人（*alarmist*）」と呼んだ。⁽⁵⁾しかしジェイコブにとっては、外国の輸出力は大きいという誤った情報に基づいて、現に資力の乏しい農業資本家がパニックにおちいって穀物の売り急ぎをし、そのため「将来の耕作の進展に有害な」結果（すなわち、穀価低落→耕作縮小→「飢餓へ近づきつつある状態」）が生じていることが、すなわち、現にアラームが生じていることが、またそのアラームを生む基盤が問題なのであった（③ *Letter*, pp. 36-37; ④ *Inquiry*, p. 37; ⑤ *Considerations*, pp. 112-113）。

こうしてジェイコブにとっては、必要な保護とは少数の大農業資本家のための保護ではなくて、多数の小農業資本家のための保護ということになる。すなわち、「大農業資本家には十分な保護を与える価格であっても、小農業資本家が損をするのを防ぐには不十分であるかもしれない」(③ *Letter*, p. 22)。ここから、強固な農業保護の主張が必然化される。

すなわち、外国穀物の輸出能力が小さく、かつ、この小さい輸出能力でさえ国内農業資本家の資本の貧弱さの故に重大な弊害をもたらしている以上、「常時十分な穀物をもつ」ことが必要であり、それを実現する唯一の方法は、「平年作の年でも余剰を確保する」ことである(② *Considerations*, p. 99)。そのためには、(一)小麦一クォーターあたり九〇シリング以下の時には外国小麦の輸入禁止(③ *Letter*, p. 27; ② *Considerations*, p. 122)、(二)穀物輸出奨励金——小麦については、国内価格が一クォーター八〇シリング以下の時はクォーター当り一五シリングの輸出奨励金を計五〇万クォーター分与える(④ *Inquiry*, p. 49)、(三)減税——特に、モルト税減税が中心(④ *Inquiry*, pp. 45-46)が必要である。こうした政策がおこなわれれば、農業の改良が進み、穀物価格が低下する(③ *Letter*, p. 26; ② *Considerations*, p. 100)ばかりでなく、イギリスが再び穀物の輸出国になることも可能である(② *Considerations*, p. 99, 115, 122)。

そして、ジェイコブはマルサスを以下のように批判する。マルサスは一四年に出版した『穀物法についての考察』で、「現在の事態においては大量の平均〔穀物〕剰余を生ぜしめるという考えを当然に放棄すべきだ」と主張した⁽⁶⁾。だが、平年時に小麦剰余を一二〇万クォーターもち、かつ増加人口のために三〇万クォーターが必要だとしても「過去二〇年間のわが国の平均収穫量の十分の一の増産」をすればそれは可能なのである」と(② *Considerations*, pp. 114

115)。このジェイコブのマルサス批判の特徴は、マルサスがイギリスと大陸諸国との小麦生産費のちがいを考慮しながら「大量の平均〔穀物〕剰余」の創出の経済的不能をいうのに対し、ジェイコブはその物理的、可能的をいう点にある。

そしてジェイコブによると、右に示した農業への強い保護は工業の利益にもなる。というのは、イギリス工業製品に対する国内市場は国外市場の七倍もの大きさをなしているから、「農業の繁栄を推進する場合には、外国市場を開く場合よりも、工業者に対して一層有効に役立つのである」(③ Letter, p. 21)。とすると、外国市場向けの財を製造する工業者とその財の運送業者(彼らは「ほとんどとるにたりない部分」である)とを除いて、農業と工業との利害は一致する(③ Considerations, pp. 179-180)。そしてさらに注意すべきは、イギリスの工業の発展を支え育てたものは国内市場であり、またその保護であったという歴史的事実である。インド産キャリコやモスリンの輸入に際して過大な関税を課すことよって、またそれらの国内での使用そのものを絶対的に禁止することよってその幼年時に注意深く保護された綿織物工業はいうに及ばず、「ブリテンの多種の工業のうちで、立法による排他的独占によって保護・刺激されずに大きくなった工業を指摘するのは困難」なのである。この意味において、立法による保護を批判し、レッセ・フェールを唱えることの誤りは明らかである。そうであるならば、国の極めて重要なインダストリーである農業に対して同様の保護を与えるのはむしろ当然というべきなのである(③ Considerations, p. 184, 6, 7, 1-2, 61-62)。

以上、やや詳細に紹介してきた一八一四—一六一年におけるジェイコブの主張の要点は以下のようにとめうる。

(一)ヨーロッパ大陸諸国またアメリカの穀物輸出能力の低度が、特にナポレオン戦争中の各国の輸出货量を基礎にし

て、また、各国の現在での耕作状況を基礎にして説かれていること。但し、各国の現在での耕作状況については、一四年の両院での穀物法委員会報告書に主として依拠していることが後との比較において留意されるべきである。一八一九年、二五年、二七年の大連旅行はそれぞれ、⑤ *A View*, 1820; ⑥ *Report*, 1826; ⑦ *Tracts*, 1828 を生んだが、大陸諸国の耕作の現状を一層具体的にジェイコブに認識させることになった。⁽⁷⁾

(二)極めて強固な農業保護の必要が、特に、イギリスの農業資本家の資力の脆弱さの認識に基づいて主張されていること、すなわち、劣等地が多いという事情に加えて、劣等地で良好な耕作をするための資本力自体が乏しいという認識が存在することが重要だと思われる。この点は、戦争中の農業改良の進行・普及が特に急激であったわけではないという判断にもあらわれている。すなわち、「現在の産出量をはるかに超える増産を可能にするような一層の改良」の余地がなお存在するのである。そして、自分が提案するような農業保護策が実施されれば、資本投下増大↓改良の進行によって穀物価格は低下するだろうが、「人口の増大、国債の増加とその結果としての「重い」税額とを考えれば、小麦価格がかなりの期間にわたって」、一クォーター六六シリング八ペンスに「まで下落しうると予測するのは無理である」というのがこの時期のジェイコブの判断である（③ *Considerations*, p. 60, 101）。

(三)農業資本家の資力の脆弱さという事情とも密接に関係するが、穀物価格低落の説明に際して穀物生産者が収穫・輸入についての憶測に基づいて売り急ぎをするということが重視されていること。この点は、一五年穀物法の保税倉庫制度、二八年穀物法のスライディング・スケールの評価とも関連するはずである。

(四)立法による保護育成策をうけずに成長した工業はないという歴史的認識に基づいて農業に限らず保護一般が容認されていること。ジェイコブにとってはむしろ、現在も工業は保護をうけており、その保護を農業にも拡大するこ

とは当然なのであった。

(1) 小麦輸入量一四五万クォーターという数字は一八二〇・二〇年代を通じてみても極めて大きい。この数字を越えた年は一八一八年と一八二九年だけである。Barnes, *op. cit.*, Appendix C を参す。

(2) マルサス(T. R. Malthus)の「一八一五年に出版した『外国穀物輸入制限政策についての見解の諸根拠』(The Grounds of an Opinion on the Policy of Restricting the Importation of Foreign Corn)において、穀物の自由貿易がおこなわれたならばフランスから大量の穀物が輸入されると考えている。すなわち、「もしわが国の港が開放されるならば、わが国への穀物の主要な供給はフランスから来るであろうこと、また、フランスで平年作の年にはつねに、わが国はバルト海諸国からよりもフランスからより多くを輸入するであろうことは、疑いなくであろう」(The Pamphlets of Thomas Robert Malthus, New York, 1970, p. 147. 楠井隆三・東嘉生訳『穀物条例論および地代論』、岩波書店、七一七二ページ)。

マルサスは、「一四年のフランスでの穀物輸出規制法(小麦一クォーターにつき約四九シリング以下なら輸出自由、それ以上の時には輸出禁止)が、平年には「農産物に販路を与えることによって農業を奨励する」効果をもつ点を指摘するが(*ibid.*, p. 147. 訳七一ページ)、バルト海諸国よりもフランスを主な穀物輸出国とするこのマルサスの推測は当時としては特異なものであったろう。フランシス・ホーナー(Francis Horner)は一八一五年二月二日のマルサス宛の手紙で、穀物貿易に通じた人々が議会の委員会で「平和が続いた場合にわが国が穀物輸入を期待する国々について述べた際、フランスの名をあげた人は一人もいませんでした」と書いていた(Patricia James, *Population Malthus: His Life and Times*, London, 1979, pp. 260-261 に引用)。大陸封鎖を含んだ特殊な時期とはいえず、一八〇〇—一八一四年までのプロイセン(ポーランドを含む)からのイギリスへの総小麦輸出货量は三二七万クォーターであり、同時期のフランスからのそれは四二万クォーターであった(W. F. Galpin, *The Grain Supply of England during the Napoleonic Period, 1925*, rep. New York, 1977, Appendix No. 8)。

(3) 一八一五—一六年の農業不況(＝農産物価格下落)の原因について、農業保護を唱えた人々の間でも、通貨の縮少というグループとそれをいわないグループの二つがあった。

通貨の縮少を非難する代表格は、おそらくサー・ジョン・シンクレア(Sir John Sinclair)であろう。シンクレアにとって「農業はわが国の富の最大の源であり、わが国の繁栄の真の基礎である」が、彼はこの時期における農業不況の原因を一

貫して通貨の縮小に求め救済策として通貨増大を強調した。すなわち、「われわれの不幸の大きな原因は、戦争状態から平和状態への移行にあるのではなく、『豊富な通貨状態から不足した通貨状態への』移行」にあり、救済策の一つは、国の通貨を「安定しかつ豊富な基礎に置く」ことである（Sir J. Sinclair, *On the State of the Country*, in December 1816, London, 1816, in *The Pamphlet*, vol. IX, no. XVIII, p. 466, 464, 469）。それゆゑに兌換再開が許されるのは、戦争中に増大した国債が一―二億ポンドにまで減額され、また大規模な減税がおこなわれ、年税額が一〇〇〇万ポンドに減少してからである。それまでは「イングラント銀行正貨支払制限の継続」が必要である（Sir J. Sinclair, *On the Means of Arresting the Progress of National Calamity*, London, 1817, in *Pamphlet*, vol. X, no. XX, p. 435, 420）。シンクレアはこの著作のなかで、バーミンガム学派の代表者トマス・アトウッド（Thomas Atwood）を高く評価している。農業不況の原因を通貨縮小に求めるグループとバーミンガム学派とのつながりは一九年のイングラント銀行兌換再開条例をめぐって一層強化されていくが、この点については、西沢保「トマス・アトウッドと農業家エコノミスト群像」〔社会経済史学〕五〇巻二号、一九八四年）を参照。

他方、農業不況の原因として通貨問題を重視しないグループには、シェイコブとともにジョージ・ウェッブ・ホール（George Webb Hall）の名をあげることができる。穀物の完全自給を主張し、外国小麦輸入の禁止と国産小麦へのクォーターあたり二〇シリングの輸出奨励金の設置とを要求するホールは、その強い保護の主張と有数の行動力とによって「戦闘的保護主義者」と呼ばれているが、穀物価格下落の原因に通貨縮小をあげるとはなかった（G. W. Hall, *Letters on the Importance of Encouraging the Growth of Corn and Wool, in the United Kingdom of Great Britain and Ireland*, London, 1815, p. 21, 12, 32-33）。また一九年の正貨兌換再開条例についての言及があるが、ホールは農産物生産高の減少が通貨の縮小をもたらしたと主張し、通貨縮小は「イングラント銀行正貨支払制限を除去する」という政府の決定から……生じていない」ところ（G. W. Hall, *Observations on the Report from the Select Committee of the House of Commons, to whom the several Petitions complaining of the Distressed State of the Agriculture of the United Kingdom, were referred in the Session of 1821*, London, p. 144）。

（4）リカードウは一五年三月九日付のマルサス宛の手紙で、シェイコブのこの著作を以下のように評している。すなわち、「シェイコブ氏は同君（『ウェスト』）と私とをむしろ雑にとり扱っています。――が、あえてわれわれと論争する気はありま

すまい。もし私を攻撃しようとするもつとも手ごわい論敵が彼なら、私はたゞへん気楽にしてゐられるわけです。とうのは
彼はこの問題の科学的部分についてまったく無知だと思われるからです」(Ricardo, *Works*, VI, p. 180. 『全集』第六巻、中
野正監訳、二〇九ページ)。

(15) Robert Torrens, *An Essay on the External Corn Trade*, London, 1815, pp. 290-291.

(16) Malthus, *Observations on the Effects of the Corn Laws, and of a Rise or Fall in the Price of Corn on the
Agriculture and General Wealth of the Country*, London, 1814, in *Pamphlets of T. R. Malthus*, p. 129. (前掲訳、四
七ページ)

(17) もつとも、一七九七(？)年にもシェイコブは大陸に渡っているが、それは彼が農場経営者になる前のことである (⑤
View, preface)。また、一八三二年、三五年にも大陸に渡ったことが確認される (⑩ *Evidence*, 1833, p. 2; ⑪ *Evidence*,
1836, p. 3)。

四 保護からの離脱——一八二〇—二一年

一八一四—一六年にかけて示された強固な農業保護の主張は、二〇—二一年にひとつの転換点をむかえたようであ
る。⑤ *A View of the Agriculture, Manufactures, Statistics, and State of Society, of Germany, and Parts of
Holland and France*, London, 1820 と⑥ 一八二一年下院農業不況委員会での証言との検討を通じて右の事実が示さ
れるであろう。

⑤ *View* は一九年に、オランダからドイツに入って、オスナブリュック→ハノヴァ→フランスヴィク→マグデブル
ク→ベルリン→ドレスデン→ライプツィヒ→ワイマール→ゴータ→フルダ→カッセル→フランクフルト→マインツ→
ザールブリュックと歩き、そしてフランスに入るといふ行程をとって各地の特に農業の状態を観察した記録である。

ウィリアム・シェイコブの農業保護論

一七年以降の大陸での穀物価格の急落（それは二五年まで続いた）と一九一二年の豊作という状況のなかで、なおかつジェイコブは大陸での農業生産力の低度↓穀物剰余の低度をみ、それに対するイギリスの農業生産力の相対的優越を印象づけられたようである。

本書の至る所で、住民の主食がライ麦とジャガイモであり小麦の作付は少ないこと、農業資本の不足のため飼料の栽培↓家畜の飼育が不十分であり、そのため全体としての穀物剰余が少ないことが述べられている（p. 89, 102-103, 120, 134, 142, 317-318, 328-329, 339, 362, 386, 388, 414）が、⁽¹⁾は特にプロイセン（マクデブルグ↓ブランデンブルグ↓ポツダム↓ベルリン）の農業状態についての記述をみてみよう。当時ドイツにおける最大の小麦輸出国がプロイセンであったことの他に、ジェイコブが農学の定礎者と呼ばれるアルブレヒト・テアと会い彼のメークリンの模範農場を見学していることが何といっても興味を引くのである。

ノーフォーク式輪作を理想とし、そのドイツにおける普及のためにメークリンで自ら模範農場を経営するかたわら、同地で農学校を開き新しい農業技術を担う人材の養成につとめたテアは、シュタイン・ハルデンベルクの農民解放に当たって政策立案にも参与していた。彼は、ドイツ農業の近代化を担う農学の定礎者とされている。⁽²⁾彼の著作は『イギリス農業論』（*Einleitung zur Kenntnis der englischen Landwirtschaft*, 3 Bände, 1798-1804）『合理的農業の原理』（*Grundsätze der rationalen Landwirtschaft*, 4 Bände, 1810-1812）をはじめ多くを数えるが、ジェイコブはすでにテアの著作をいくつか読み高い評価を与えていた（⑤ *View*, p. 169）。二一年農業委員会の証言では、テアを「ドイツにおけるアーサー・ヤングであり、おそらくヨーロッパでもっともすぐれた農業に関する著作家であり、またもっとも有能な実際の農業者である」と評している（⑨ *Evidence*, 1821, p. 374）。

一二〇〇エーカーの広さをもつメークリン農場をみて、ジェイコブがまず気がついたことは小麦の作付面積の少ないことと、面積あたりの小麦収穫高がそれほど高くなくことであった。「テアアの優れた農法をもってしても、平均して小麦はエーカーあたり一六ブッシュェル以上にはならない⁽³⁾」。また「この大農場での小麦の「作付」割合はきわめて小さい。小麦はこの国では人々が普段食べるものではないので、小麦価格は他国の需要とともにまた他国の「輸入」禁止法とともに変動する。そして、小麦生産量もきわめて不安定である」(⑤ View, p. 174)。二十一年農業委員会での証言によると、「小麦はほとんど食用として使われない、それは主に外国貿易用」なのである(⑨ Evidence, 1821, p. 375)。

小麦の収穫高が低いことの直接の理由は、カブの栽培が十分でないこと(⑤ View, p. 177; ⑨ Evidence, 1821, pp. 358-359)にあるが、模範農場でさえ右のような状態にあるとすれば、プロイセン全般については穀物の剰余生産力は極めて低いといわねばならない。すなわち、農業生産力を上昇させ剰余生産物を生むものは「分業」の導入であるが、プロイセンのように「所領^{エステイト}は非常に大きいのに一般に農場^{フアーム}は極めて小規模で、しかも大土地所有者が農民に対してイギリスではずっと以前に消滅したような(また当地でも除々になくなりつつあるが)「封建的」諸権利を有する」ような所では、農業への分業の導入はまったく不可能である。「こうした農場では剰余はほとんどもしくは全く存在しない。生産された所ですべてが消費される」。そしてほんのわずかの地代が支払われるが、この地代は「改良に投下したかもしれないわずかのたくわえすべてを貪しい土地保有者^{コピル・ホルデルズ}から奪い……彼らをして日々のパンを労働に依存する日雇い労働者の状態よりもはるかに劣悪な状態においている」のである。

プロイセンのこういう状態においては、テアアのおこなっている農業教育制度は必要でもないしそれほど有用でも

ないといわねばならない。それゆえ、プロイセンから小麦が輸出されるとしても、「それは、まかれた種が非常に多くの実りをつけるからではなくて、むしろ農民がきわめて貧しい状態にあり、ジャガイモと劣悪な穀類以外は自分ではほとんど消費しないからであり、また住民の数に比べて土地が広大だからである」。総じていえば、プロイセンの面積は大ブリテンのそれよりも広く、また気候・土壌の点でも劣ってはいない。にもかかわらず、人口は六分の一にすぎず、剰余生産物はわが国の二〇分の一をこえな（⑤ *View*, p. 187, 188, 238, 249）。

そしてプロイセンの農業生産力が低いという右の認識は、逆にイギリスのそれが相対的に高いという——一五年段階の、劣等地が多くかつ農業資本家の資力が脆弱であるという認識がそれ自体として否定されるわけではないが——理解をジェイコブに植えつけたことになった。すなわち、「イギリスはすでに、それが可能なかぎりとはまでは言えないが、他のどんな国がおこなったよりもはるかに進んで農業に分業を導入した」（⑤ *View*, p. 187）のであり、その結果、同じ品質の土地ならば大陸とイギリスの生産量の比は五対七にある（⑥ *Evidence*, 1821, p. 358）。この場合、ジェイコブのいう農業への分業の導入の中味は必ずしも具体的に明らかではないが、テアアのようにあらゆる分野の農業生産に適用しうる様々な分野の農業科学の知識を一人で有する者はイギリスにはいないが、イギリスは世界最良の牧羊業者・肥畜業者・穀物生産者などをもち、彼らは各々自己の特定の分野で最高水準の農学の知識をもつという記述からわかるように、イギリスにおける農業資本家の間での商品作物の分化を意味していると思われる（⑤ *View*, pp. 187-188）。

さらにジェイコブは、一八世紀後半からのイングランドでの農業革命の進行のなかで劣等地が肥沃地に変化した例が存在すること、劣等地の肥沃地への変化のためには農業資本投下（＝土地改良投資）の増大が必要なることを指摘す

る。二一年農業不況委員会での以下の質疑応答をみられたい。「イギリスのような国で、人口が大きく増加し、しかも「その食料」供給をわが国自身の土地に頼るとした場合、われわれは極めて貧しい土地の耕作を余儀なくされないでしょうか。——確かに、われわれは極めて貧しい土地の耕作を余儀なくされました。が、かかる貧しい土地は現世代の耕作によって極めて豊かな土地になってきました。コーク氏 (Mr. Coke) の所領のまわりのノーフォーク州の北東部の状態を考えるならば必ず、三〇—四〇年前には小麦はほとんどまったく栽培できず、また大麦やオート麦にしても極めてわずかしか収穫できなかったのに、その貧しい土地が今では小麦と大麦とについてイギリスでもっとも生産的な土地になっていることを思い出すでしょう。／資本の投下によって、わが国のすべての貧しい土地が最良でもっとも肥沃な土地と同じ程生産的になりうるのでしょうか。——もちろんそうです。／例外なしにですか。——特別な状況にある土地を除いてほとんど例外なく、貧しい土地を肥沃にするために支出されねばならない資本は、その土地が肥沃になった後は、「改良のために支出された」その価値よりもっと大きな価値になるでしょう。」(⑥ Ed. defence, 1821, p. 368. なお／は、原文中の行がえを示す。以下同じ。)

一八一四—一六年のジェイコブの著作の分析を通じてすでに明らかにしたように、イギリスにおける大量の劣等地の存在と多数の資本力の乏しい農業者の存在という事実が、当時のジェイコブに強固な農業保護を主張させた重要な要因であった。だが、一九年に大陸での農業生産力の低度↓イギリスのその相対的優越を印象づけられるなかで、資本力の乏しい小農業者の解体（また、ナポレオン戦争中の農業ブームのなかで、農業資本家自身が地方銀行の信用供与に支えられて自作農化するという現象がみられたが、⁽⁴⁾かかる新自営農民の解体）とそれに伴う大農業資本家の拡大が、劣等地を肥沃地にかえるための土地改良投資を進行させる契機となることをジェイコブは認識しはじめたよう

に推察される。そしてこの時期の農業不況の下で、小農業資本家、自営農民の解体は進行していたのであった。

アーンル卿は、一八一四―三六年の時期を「イギリス農業の最暗黒の時代」と概括したが、この期間の農業不況は一五一六年、二〇年代初頭(特に二一・二二年)、三三―三六年の三度を数える。そしてF・M・L・トムソンの指摘によれば、農業不況の叫び声がもっとも高かったのは、小麦輸入がわずかな量でしかも価格が低かった一八二〇―二四年と三三―三六年の時期であった。この事實は、不況の原因が「外国小麦との競争にあるのではなくて、国内のより効率的な穀物生産者との競争にある」ことを意味した。そして三度にわたる農業不況のなかで、小土地所有者、特に戦争期に重い借金をした者の没落は著しく、「かなりの土地売却」が生じた。こうしてアーンルのいう「イギリス農業の最暗黒の時代」には、ヨーマンならびに小土地所有者の土地が地方の実業家たちや近隣の大土地所有者らによって購入され、「土地所有の集中が著るしく進んだ」のであった。⁽⁶⁾

ともあれ、二一年農業不況委員会でのジェイコブの次の証言は、テアの模範農場をみたうえてやはり大陸農業の小麦輸出能力は小さいという認識が持ちつづけられていることを示している。すなわち、「ヨーロッパの現在の栽培状況において、ヨーロッパ全域で作柄が平年並であるとし、「イギリスとの穀物」貿易が自由化されるとすると、五〇万クォーター「の小麦」がわが国に入ってくると考えますか。――ヨーロッパ全域からなら、五〇万クォーターは可能でしょう。…／…／二〇〇万クォーターがくると考えますか。――いいえ、現在の耕作状況ではそうは考えません。私は、全世界をもってしてもわれわれに三週間分の「小麦」消費量を供給できるとは思っていません」。(⑨ Evidence, 1821, p. 360)。

なび ⑦ *Tracts relating to the Corn Trade and Corn Laws, 1828* でのジェイコブの算定によると、一八二〇年

の大ブリテンの小麦生産量は大豊作のため一六〇〇万クォーターであり、その年の消費量は種子分を含めて、一三二一萬クォーターであった(⑦ *Tracts, I Report, p. 90*)。したがって、三週間分の小麦消費量とは約七六萬クォーターとなる。一八一〇年のイギリスの小麦輸入量が一四五萬クォーターであったから、ナポレオン戦争後の世界の小麦輸出能力はむしろ低下しているわけである。ジェイコブは、常時無関税で永続的に穀物輸入がおこなわれてもドイツならびにネザールランド地方での耕作拡大は大きくないと考えていた(⑧ *Evidence, 1821, p. 367*)。さらにマルサスが小麦輸出国として重視したフランスについては、ジェイコブにとってはもはや輸出能力どころではなかった。革命によって「耕作者は皆、土地所有者」となり、十分の一税をはじめ封建的諸負担は廃止された。しかし、「資本の引きあげと不動産税(*the contribution foncière*)と呼ばれる重い税の賦課とのために、耕作者は「革命」以前よりも悪い状態におかれている」。一言でいえば「平等は貧困の一般化に導いたように思われる」というのが、ジェイコブのフランスについての印象であった(⑨ *View, p. 439, 435*)。

ついで、この時期のジェイコブの言説のなかで注目すべきことは現行(一五年)穀物法への批判が示されていることである。この批判は、一五年段階でのジェイコブの強固な農業保護の主張(「小麦一クォーターあたり九〇シリング以下の時は輸入禁止、八〇シリング以下の時はクォーターあたり一五シリングの輸出奨励金等」)に基づいて一五年法の保護が小さいというのではない。⑤ *View*; ⑥ *Evidence, 1821* のなかで輸入関税、輸出奨励金への具体的言及はみあたらない。ジェイコブが保護を説くのは、「各国の「穀物」剰余は非常に小さいのだから、国内農業を保護する必要は一層大きくなる」という文脈である。すなわち、外国穀物剰余がきわめて小さいから、イギリスで不作の場合には「過度な高価格」を提供しなければ穀物不足は埋められない、それは貧民にとっては耐えがたい苦痛となる、

したがってそうならないために国内自給を原則的には図るべく国内農業を保護する必要がある、というわけである
(⑨ Evidence, 1821, p. 371)。

では現行穀物法はどの点において批判されるのか。それは、一五年穀物法に含まれる保税倉庫制度 (the warehouseing System) においてである。一五年穀物法はふつう、小麦についていえば一クォーターあたり八〇シリング以下の時は輸入禁止それ以上の時には自由輸入という内容をもつと言われるが、詳しく言うと、この規定は保税倉庫からの国内消費向けへの搬出についてのことであって保税倉庫への輸入・それからの再輸出は全面的に自由なのであった。⁽⁸⁾ ジェイコブは、保税倉庫制度のために穀物商人が国産小麦のスペキュレーションに資本を投下することが妨げられる点を批判する。この制度が導入される以前には、大手の穀物商人は年間を通じて価格が均等化されるように努めた。すなわち、国内の収穫高の予想に基づいて年間の平均価格を推定し、市場がこの推定平均価格より高ければ売り、低ければ買いをおこなっていた。こうして「生産と消費との間の適切なバランスが年間を通じてかなり均等に維持された」のであった。しかし、現行穀物法によって穀物商人は、小麦についていえば一クォーター八〇シリングまで手持ちしてそこで売ることを目的とするようになった。とすると、国産小麦より外国産小麦のほうが価格が安いから当然に利ざやば外国産小麦のほうが大きくなる。そこで、安い価格で外国産小麦を買い、それを保税倉庫に入れることになる。このため「現在では、賢明な人はイギリス産小麦のスペキュレーションに資本を投じようとはしない、ということになった」。したがって保税倉庫制度は国内農業にとって有害であり、これを廃止して、この制度が導入される「以前にそうであったように、イギリス産穀物の自由な取引 (a free trade in English corn) への誇因」を再生しなければならぬ (⑩ Evidence, 1821, p. 361)。

右のジェイコブの保税倉庫制度批判においては、資力の不十分な農業資本家の売り急ぎといった一五年段階で重視された論点がみられず、むしろ穀物商人の側から、しかも「大手の投機業者」の行動の面から現行法への批判がなされていることに注目したい。現時の厳しい農業不況は、小農業資本家の売り急ぎによる価格急落では説明しきれないものをジェイコブに理解させたと思われる。ジェイコブは農業委員会の証言で、現在の農業不況の原因を基本的には国内における穀物の生産過剰（「供給が需要を超過すること、消費をこえる生産」）に求め、そしてこの生産過剰は「以前の高価格という刺激」から生じていると述べた。しかもこの不況の救済策については、ジェイコブは具体的提言を避けているのである（④ Evidence, 1831, p. 361）。現下の農業不況のなかで没落しつつあった農業資本家層への、また自営農民への救済は事実上拒まれたのであった。

最後にこの時期において注目すべき点として、一五年段階でみられた保護育成政策一般の容認が撤回されていることを指摘しておきたい。ジェイコブは、プロセイン政府による工業保護育成政策を批判して、それは「もっとも安く買えるところで購入することを、また外国と同じ程度かもしくはそれより安く国内において製造しうるものだけを生産することを教える経済学のあらゆる健全な原則」に反すると述べるに至った。また、フランクフルトにおける封建的諸制限の廃止にふれて、「政府の干渉が少なければ少ないほど、また個人の諸活動へ与えられる自由が大きければ大きいほど、各自が自らを処すことによって、社会全体を益することはそれだけ確実になる」と述べた（⑤ View, p. 202, 398）。右の言説はドイツの保護政策と農民解放とについてのものであるが、保護一般の容認に基づいてイギリス農業の保護を主張する一五年段階での論拠を失わせたことは確かである。

こうして、一五年段階での強固な保護の主張は、テーアの模範農場をはじめ大陸での穀物生産力の低度を実地に

み、逆にイギリスのそのの相対的優越を認識するなかで、また主に国内での過剰生産にもとづく現時の農業不況の下で生じた小農業資本家・自営農民の没落を背景にしつつ土地改良投資の増大（「劣等地を肥沃地に」の必要を認識するなかで、ジェイコブの主張のなから姿を消していったのであった⁽¹⁰⁾）。

本稿のはじめにみたように、ホイットモアは一八二一年においてもジェイコブは一四年と同じく農業保護の立場にたっていたというが、われわれはむしろ、二二年には二六—二八年に示された自由貿易への接近が準備されつつあったと考える。そして、⑤ *Report on the Trade in Foreign Corn, and on the Agriculture of the North of Europe, 1826* においてはプロセインのユンカー経営の下での小麦輸出能力は本質的に低いという認識が深まることを通じて、また、④ *Tracts relating to the Corn Trade and Corn Laws, 1828* においてはメクレンブルグのユンカーであるテューネンのテロー農場の見学とテューネンからの教示とを通じて、自由貿易への接近は一層進むことになるが、この点の解明は別稿に譲らねばならない。

- (1) W・アーベル『農業恐慌と景気循環』（寺尾誠訳、未来社、一九七二年）二六六ページ。
- (2) 柏祐賢『農学の定礎者・テイヤの生涯』（富民協会、一九七五年）
- (3) エーカーあたり一六ブッシェル・ニクォーターという数字は、④ *Inquiry, 1816* で対仏戦争期に新たに耕作にひきいられた劣等な土地の小麦生産高としてジェイコブが算定したものと同じである（④ *Inquiry, p. 16*）。なお、E・L・ジョーンズの算定によると、イングランド中・南部のエーカーあたりの小麦收穫高は一八一五—二〇年の平均で、約三二ブッシェルであり、テアアの農場のほぼ二倍である（E. L. Jones, *Agriculture and the Industrial Revolution*, Oxford, 1974, p. 189）。
- (4) 毛利健三「一八一五—一六年のイギリス農業不況」『土地制度史学』二四号、一九六四年）
- (5) Lord Ernle (R. E. Prothero), *English Farming Past and Present, 1917* (reissued, New York, 1972), p. 319.
- (6) F. M. L. Thompson, *English Landed Society in the Nineteenth Century*, London and Toronto, 1963, pp. 232-233.

傍点は引用者。

(7) ジェイコブがフランスを歩いた一九九一年に、極端に保護主義的な穀物法がフランスで制定されていることに注意したい。その内容は、フランスを三地域にわけ、各地域ごとに基準価格は異なるがその価格以下の場合には輸入禁止、その価格より一定限度高い価格帯の場合には固定関税・プラス・スライディング・スケールというものであった。さらに、二一年には保護が一層強化されている。菅田保之「一九世紀前半におけるフランス農業と土地問題への一視角」(川島武宜・松田智雄編『国民経済の諸類型』、岩波書店、一九六八年、所収)三三八―三三九ページ。マカロックは一八二八年にであるが以下のようになっている。すなわち、「フランスでは人口の三分の二以上が農業に従事しているが、イギリスでは人口の三分の一でこれよりもはるかに多くの生産物をあげている。フランスはその農業に堪んしてはわれわれより一世紀も遅れている」(フリードリッヒ・リスト『農地制度論』〈小林昇訳、岩波文庫、一九七四年〉三二―三三ページに引用)。

ジェイコブは一八三三年の下院農業委員会での証言において、シャプタル(J. A. Chaptal)——の恐らくは *De l'industrie française, 1819*——に依拠してこう述べている。すなわち、ヨーロッパの北部・東部のなかでもっとも大量の小麦を消費するフランスでさえ、その年生産量は一七〇〇万クォーターにすぎず、種子用としての三〇〇万クォーターを除くと三〇〇〇万人の人口が一四〇〇万クォーターを分けあうことになる。他方、イギリスはフランスの人口の半分でフランスと同量の一四〇〇万クォーターを消費するのである。(⑩ Evidence, 1833, p. 6)。

(8) 毛利健三「一八一五年穀物法の成立過程」(福島大学『商学論集』三二巻一号、一九六三年)、三七―三八ページ。

(9) チャールズ・ウェスタン(C. C. Western)は、一八二二年の『連合王国の土地所有者への声明』の冒頭に以下の言葉を置いている。「王国の多数の借地人がすでに犠牲になっていること、多くの者が現在破産の危機にひんしており、自分と家族とを絶対的な欠乏から救うために最後の努力をしていること、そして、彼ら「借地人」は破滅し、われわれ「地主」は彼らのおとをつづくにちがいがなく、われわれの土地は多くの場合に他人の手にわたるということ、そして更に、土壌は新たな所有者の手にわたって衰え・貧しくなり、以前より荒廃し不生産的になり、そして、すでにその大部分が残酷にも没したわが国の現在の農業資本は絶対的にそして完全に消滅するであろうこと、以上を私は述べる」(Western, *Address to the Landowners of the United Empire, London, 1822, p. 3*)。

(10) 一五年の段階でジェイコブとは同様の保護を主張したのが、前節の注3でみたジョージ・ウェップ・ホールであった。

彼は一五年に、外国小麦の輸入禁止と国産小麦へのクォーターあたり二〇シリングの輸出奨励金の賦与とを主張した (Hall, *Letters on……Corn and Wool*, 1815, p. 20)。だが、二一年にホールが小麦一クォーターあたり四〇シリングの輸入関税を提唱した時 (Hall, *Observations on the Report*, 1821, p. 33)、シェイコブとホールとの距離はもはや埋めることができほどひらいていた。ホールもシェイコブと同じく二一年の農業不況委員会の証人であったが、シェイコブはウィリアム・ハスキントン宛の手紙でホールの委員会での証言をこう評した。すなわち、それは「証言というより演説」です (Travis L. Crosby, *English Farmers and the Politics of Protection 1815-52*, Hassocks, 1977, p. 42 に引用)。